

移住支援金のお知らせ



移住するあなたに最大 **100** 万円を支給します！

(世帯移住の場合の最大支給額です。単身移住の場合は、60万円が支給されます。)

移住支援金の支給要件は下記の「主な要件①～③」の他にも様々な要件等がありますので、詳しくは、移住専用サイト「みやぎ移住ガイド」(右下QRコード参照)にて御確認下さい。なお、移住支援金について御不明な点や、宮城県への移住に関することについては、下記問い合わせ先に、お気軽にお問い合わせ下さい。



主な要件

令和3年4月1日以降に移住された方が該当します。

1 移住元

東京23区在住者、または東京圏から東京23区への通勤者※

2

移住先

※いずれかの要件に当てはまる方。

①「みやぎ移住ガイド」に掲載されている対象求人に就業した方

②「みやぎUIターン起業支援補助金」(裏面参照)の交付決定を受けた方

③ご自身の意志で地方に移住し、移住先を生活の拠点として、移住元での業務を引き続きテレワークで行う方

④専門人材事業(裏面参照)を活用して就業された方

⑤移住(予定)先の市町村が設定した関係人口に該当する方

3 移住後

支援金申請後、5年以上継続して居住する意志がある方

※ 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上かつ直近の1年以上、東京23区内に在住、または東京圏(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県(一部地域を除く))に在住し、東京23区内へ通勤をしていた方。

なお、東京23区内の大学等に通学し、23区内の企業へ就職した方については、通学期間も上記対象期間に加算することが可能です。

問い合わせ先

◆移住支援金の要件の ①宮城県地域振興課移住定住推進班 (宮城県仙台市青葉区本町3-8-1)

確認・申請等について TEL:022-211-2454 Mail:tisini@pref.miyagi.lg.jp

②移住(予定)先市町村 右記QRコードより確認下さい。

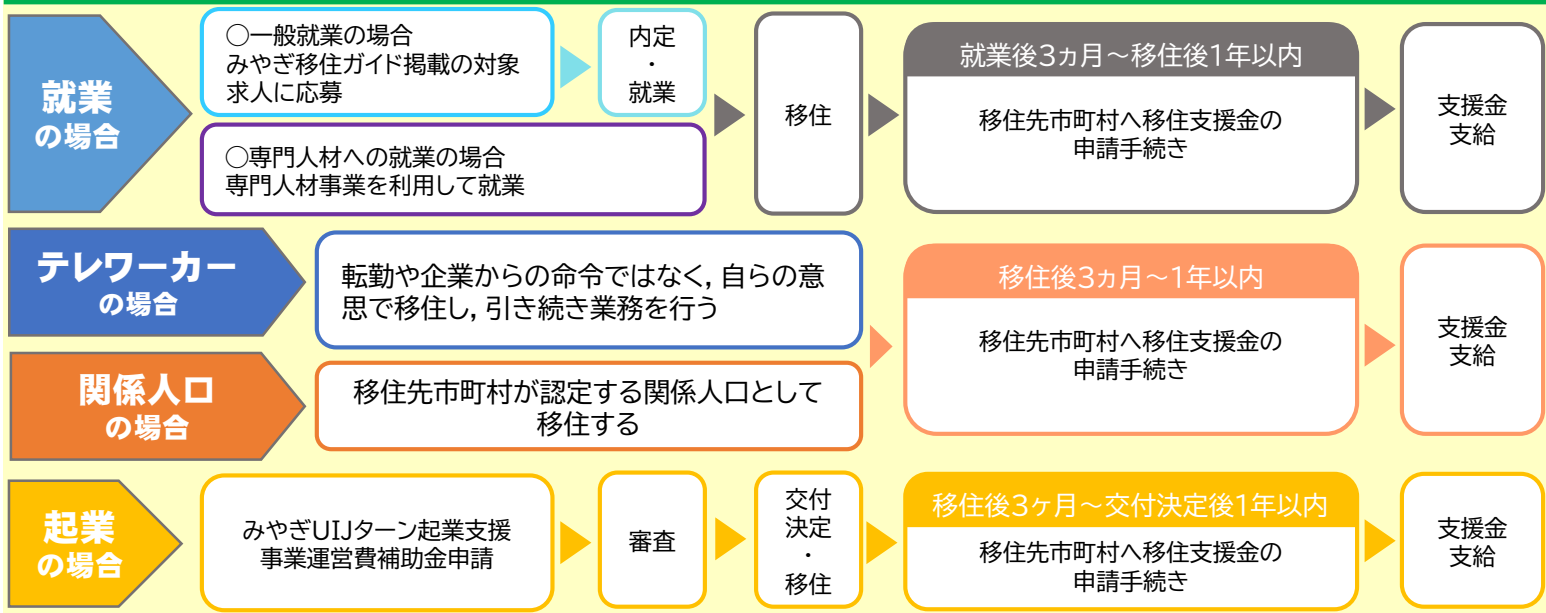
◆移住に関する相談に みやぎ移住サポートセンター(東京都千代田区有楽町2-10-1)

について TEL:090-1559-4714 Mail:miyagi@furusatokaiki.net



<市町村連絡先>

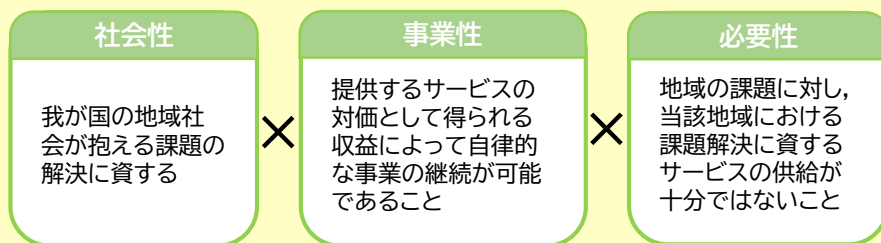
移住支援金交付までの流れ（例）



みやぎUIターン起業支援補助金

起業の場合併用可能

東京圏から宮城県内に移住し、地域の課題に対して、社会性・事業性・必要性の観点をもって取り組む社会的事業の起業に対する支援制度で、対象経費に対して最大で200万円を補助(補助率1/2)。詳しくは、「みやぎ創業ガイド」(下記QRコード参照)をご覧ください。



宮城県仙台市若林区清水小路6-1
(株式会社MAKOTO WILL内)
TEL:022-352-8850
Mail:info-will@mkto.org



上記3点の観点(社会事業の定義)を持って、各地域の現状に応じた社会課題の解決に取り組む事業※業種による制限はなし

専門人材事業

専門人材事業とは、プロフェッショナル人材事業及び先導的人材マッチング事業のことを指します。

プロフェッショナル人材事業とは→
(内閣府ホームページ)



先導的人材マッチング事業とは→
(内閣府ホームページ)



移住支援金Q&A

- Q1 対象者の年齢制限はあるか。 A1 ありません。ただし、求人内容によっては、制限がある場合もあります。
- Q2 就業後の移住でも対象になるか。 A2 移住と就業の順序は問わないので、以下の要件を満たしていれば対象となります。
①申請時、対象求人、就業後3ヵ月が経過していること。
②申請時、宮城県に移住後、3ヵ月以上1年以内であること。
- Q3 移住支援金の使途に制限はあるか。 A3 ありません。
- Q4 移住地と就業地の市町村が異なっても、対象となるか。 A4 対象となります。申請については、移住先の市町村に行ってください。
- Q5 受給後、返還する場合はあるか。 A5 主な返還要件は、次の2点です。(詳しくは表面問い合わせ先へ)
①支援金の申請日から1年以内に対象企業を退職した場合。
②移住後、5年未満で県外へ転出した場合。